

【 第43号 市税条例等の一部改正 】

2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症のまん延による緊急経済対策として、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例改正を行いました。

問 所有者不明土地について、全て調査が可能ということか。

答 対象の土地の所有者については、全て調査をしており、それでもなお所有者が見つからないため、課税保留としている。

【 第43号 市税条例等の一部改正 ]

問 今回の改正で税収が減収となった分について、国からの補てんを受けられるのは、どの部分か。

答 新型コロナウイルス感染症対策に伴うものが対象で、中小企業に対する固定資産税の特例やイベントの中止に伴う入場料の払戻し請求権の寄附金控除、軽自動車税の環境性能割の軽減の延長分、住宅ローン控除の拡充分などである。

【 第43号 市税条例等の一部改正 ]

問 指定行事の中止に伴う払戻し請求権の控除を受ける場合にどのような手続きをすればよいか。

答 イベント主催者が文化庁やスポーツ庁に対して申請をし、指定を受けることが前提であり、その上で控除を受けるために確定申告をしていただく必要がある。